

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
愛川町	角田字東峰、中曽根、中段、峰、西峰地区	平成25年2月	令和3年10月8日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	36ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	36ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	18ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.85ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(6.85ha)に比べ、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(9ha)の方が、2.15ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	※経営面積	農業を営む範囲
認農法	a	飼料畑	1.92 ha	飼料畑	2.32 ha	
認農	b	野菜	1.32 ha	野菜	3.32 ha	
	c	露地野菜	0.11 ha	露地野菜	0.17 ha	
	d	露地野菜	0.52 ha	露地野菜	0.46 ha	
	e	露地野菜	1.59 ha	露地野菜	2.09 ha	
	f	露地野菜	0.20 ha	露地野菜	3.00 ha	
	g	野菜	1.91 ha	野菜	2.91 ha	
	h	いちご	0.16 ha	いちご	0.30 ha	
計	8人		7.72 ha		14.57 ha	

※現状の経営面積に拡大・現状維持・縮小の意向を加味した面積

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

高齢化や後継者不在により耕作が困難になった農地について、今後の地域の中心となる経営体に農地集積・集約化を図り、作業の効率化と規模拡大を進めるとともに、新規参入者等の新たな担い手の確保に努め、地域の中心となる経営体が担えない農地の利用を促進させることで、遊休荒廃農地の解消・防止及び農地の有効活用を図る。

農地中間管理機構を農地バンクとして積極的に利用したいが、受け手が見込まれる農地でなければ借り上げないという実情であるため、農地バンクとして利用できる環境が整っていないことや、すぐに耕作できる優良な農地については、中心経営体を含む地域の担い手等への集積が進んでいるため、利用の必要性は少ない。

本町の農地は、小さい面積で点在し、現在は町独自の制度である「あいかわ準農家制度」により、活用を進めているものの、今後(10年～15年後)は適切な農地管理ができない旨の相談が増えることが予想されることから、一団の農地の確保が可能となった際には農地中間管理機構を活用し、効率的に集積・集約を行う。